

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 令和2年国勢調査の対応方針

令和2年7月7日
総務省統計局統計調査部
国勢統計課

今般の新型コロナウイルス感染症は、我が国の社会経済及び国民生活に大きな打撃を与え、本年秋の国勢調査についても、その準備に深刻な影響を及ぼしている。特に調査員の募集活動への影響は大きく、調査員名簿の国への提出期限について約3週間の延期を行ったものの、依然として予定員数に達しないことが懸念される。

このため、本年10月1日を調査日とする国勢調査の実施を前提としつつ、今後の新型コロナウイルス感染症の発生可能性を考慮し、及び予定より少ない員数の調査員で国勢調査を実施する場合に備えて、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、これに伴い、国勢調査の結果の公表は、速報については令和3年6月に4か月延期し、確報については最大2か月延期（人口等基本集計については令和3年11月までに公表）するものとする。

1. 非接触の調査方法の導入

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大を防止するため、地域の実情に応じて、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法により実施する。この場合、世帯に対する調査の趣旨の説明などは、原則としてインターホン越しに行い、調査書類は郵便受けやドアポストなどに入れて配布する。

なお、調査の回答については、可能な限りインターネット回答で行っていただくよう（郵送提出も可能）、世帯に対し協力を依頼するものとする。

2. 調査書類の配布期間の延長

9月14日から20日までの7日間としている調査書類の配布期間について、弾力的に運用し、配布期間を9月14日から30日までの最大17日間とする。

3. 不在世帯に対する再訪問回数の緩和

世帯が不在だった場合に必要とする再訪問の回数（3回）を、調査員の受け持ち調査区数等に応じて緩和する。

4. 調査期間（調査票の回収期間）の延長

10月20日までとしている調査期間（調査票の回収期間）を、一部の地域について、11月20日まで1か月延長する。

5. 審査期間の延長

市町村において行う調査票の審査期間を、地域の実情に応じて、最大2か月延長する。